



日進市
NISSHIN

部活動の地域展開の理念と 地域クラブ活動のあり方

指導人材研修資料

本資料は、スライドを読み進めるだけで研修を受講できる「読む研修」形式です。

日進市教育委員会

はじめに ― 本研修の目的

本研修は、日進市の地域クラブ活動に参加する子どもたちが、スポーツ・文化芸術活動に安心して親しむことができる環境を整えるために、地域クラブ活動における指導、指導補助、見守り等を行う皆さま（以下、指導人材）に、部活動の地域展開の理念、日進市の地域クラブ活動の考え方、認定地域クラブ活動の活動方針をご理解いただくことを目的としています。

この研修で身に付けてほしいこと

- ・部活動の地域展開が進められている背景と理念を、自分の言葉で説明できる。
- ・日進市の地域クラブ活動(市営地域クラブ・認定地域クラブ)の仕組みと活動方針を理解する。

研修の受講について

日進市の地域クラブの指導人材は、定期的に市が実施する研修を受講することとされています。また、認定地域クラブ活動では、教育委員会が定める研修を受講し「日進市認定地域クラブ活動指導者」として登録された指導人材が常時活動に携わることが認定の要件です。本資料を最後までよく読み、内容を理解した上で指導に当たってください。

地域クラブ活動を進める背景

いま、全国で部活動のあり方が大きく見直されています。その背景には、次のような社会の変化があります。



少子化により部活動の存続が困難に

全国的に生徒数が減少し、学校単位ではチームが組めない、種目が維持できないなどの課題が生じています。



教員の働き方改革の推進

長時間勤務の要因の一つとされる部活動指導の負担を見直し、教員が授業等の本来業務に力を注げるようにすることが求められています。



多様なニーズに応える活動機会の確保

競技志向からレクリエーション志向まで、また障害のある子どもや運動が苦手な子どもも含め、誰もが希望に応じて活動できる環境が必要です。



持続可能なスポーツ・文化活動の実現

地域全体で子どもの活動を支える仕組みをつくることで、将来にわたって活動機会を保障することができます。

国・県・日進市の動きと「改革実行期間」

令和7年12月
国ガイドライン策定（文部科学省）



令和8年3月
県ガイドライン改訂（愛知県）



令和8年9月
日進市ガイドライン策定

改革実行期間【前期】令和8～10年度

【後期】令和11～13年度



国ガイドラインでは、令和8年度から令和13年度までの6年間で「改革実行期間」とし、この期間内に、原則すべての学校部活動において休日の地域展開の実現を目指すこととされています。

本研修の流れ

本研修は3つの章で構成されています。第1章から順にお読みください。

1

部活動の地域展開とは

部活動が果たしてきた役割と、地域展開が必要とされる背景・理念

2

日進市が目指す地域クラブ活動

日進市の基本理念と、地域クラブ活動の仕組み・関係者の役割

3

認定地域クラブ活動のあり方

認定制度の仕組みと、活動方針となる7つの認定要件

まとめ — 学校・家庭・地域・行政で子どもたちの豊かな成長を支える

第 1 章

部活動の地域展開とは

この章では、学校部活動が子どもたちにとってどのような役割を果たしてきたのか、そして、なぜいま「地域展開」が必要とされているのかを学びます。



1-1 部活動が果たしてきた役割

学校部活動は、単にスポーツや文化芸術の技能を高める場ではなく、子どもたちの成長にとって大きな教育的意義を持つ活動として続けられてきました。



体力・技能の向上

スポーツ・文化芸術・科学等の楽しさや喜びを味わい、体力の向上や健康の増進、感性・創造性・表現力の育成につながってきました。



協調性や社会性の育成

互いに競い、励まし、協力する中で友情を深め、学級や学年を離れた仲間や指導者との触れ合いを通じて、学級内とは異なる人間関係を築いてきました。



自主性・責任感の涵養

目標に向かって仲間と活動する中で、自主性、協調性、責任感、連帯感が育まれてきました。



達成感と学校生活の充実

自己の力の確認や、努力による達成感・充実感をもたらし、学校生活を豊かにする役割を果たしてきました。

地域クラブ活動は、こうした教育的意義を「継承・発展」させていく活動です。

1-2 社会環境の変化と日進市の状況

全国的な社会環境の変化に加えて、日進市ならではの状況も踏まえる必要があります。

全国的な状況

- ・少子化の進行により部員数が減少し、学校単位では従来のような活動の維持が困難になりつつあります。
- ・部活動指導が教員の長時間勤務の一因となっており、働き方改革の観点から見直しが必要とされています。
- ・子どもたちの興味・関心は多様化しており、既存の部活動だけでは応えきれないニーズが広がっています。

日進市の状況

- ・日進市は人口が今なお増加傾向にあり、小・中学校ともに比較的盛んに部活動が実施されてきました。少子高齢化により部活動の維持が困難になりつつある全国的な流れとは、やや傾向が異なります。
- ・そのため日進市では、市の実情に応じた形で「児童・生徒の多様なニーズに応じた活動機会の保障」と「教職員の働き方改革の推進」の両立を目指し、地域展開に取り組んでいます。

ポイント：地域展開は「部活動がなくなる」ことではなく、子どもたちの活動を将来にわたって守り、より豊かにするための前向きな改革です。

1-3 地域展開が必要な理由

国ガイドラインでは、令和8年度から令和13年度までの6年間を「改革実行期間（前期3年・後期3年）」とし、この期間内に、原則すべての学校部活動において休日の地域展開の実現を目指すこととされています。各自治体は、前期の3年間に於いて確実に休日の地域展開等に着手、国が実施する中間評価を踏まえて、後期の3年間で更なる改革を推進することとされています。



子どもたちの活動機会を確保するため

将来にわたって、子どもたちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を守ります。



学校だけでなく地域で支える仕組みへ

学校内の人的・物的資源だけに頼らず、地域全体の力で子どもたちの活動を支えます。



専門性の高い指導や多様な活動の提供

地域の人材の専門性を生かした質の高い指導や、学校の垣根を越えた多様な活動が可能になります。



持続可能で魅力ある活動環境の実現

地域との交流や新たな価値の創出により、豊かで幅広い活動が実現します。

「地域移行」から「地域展開」へ

活動を地域に開き、地域の資源を活用して新たな価値を創出するという改革の理念をより的確に表すため、国ガイドラインでは以前の「地域移行」という名称が「地域展開」に変更されました。

1-4 「地域全体で支える」という考え方

学校を中心とした従来の仕組みから、学校も地域の一部として関わりながら、地域全体で子どもたちの活動を支える仕組みへと転換します。

学校中心型（これまで）

- ・学校単位の部活動として実施
- ・指導は主に教員(顧問)が担当
- ・学校内の施設・人材が中心



地域全体で支える型（これから）

- ・地域クラブ活動として地域の団体等が実施
- ・地域の多様な人材が指導を担当
- ・学校施設も活用しながら、行政・民間・地域が協働
- ・学校も「地域の一部」として連携を継続



地域展開によって期待される新たな価値（例）

複数の種目に取り組むマルチスポーツ等の多様な体験／子どもの個性・得意分野の尊重／学校の垣根を越えた仲間とのつながり／地域の幅広い世代との交流／適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導／学校段階にとらわれない「引退のない」継続的な活動

第 2 章

日進市が目指す地域クラブ活動



この章では、日進市地域クラブ活動ガイドラインに基づき、日進市の基本理念と、地域クラブ活動の定義・仕組み・関係者それぞれの役割を学びます。

2-1 日進市の基本理念

地域で育て、地域で支える 子どもたちの未来のために

日進市は、子どもたちが心身ともに健やかに成長し、生涯にわたってスポーツや文化芸術活動に親しむことができる環境づくりを進めます。そのために、次の2つの目標の両立を目指します。

① 多様なニーズに応じた活動機会の保障

すべての児童・生徒が、興味・関心や志向に応じて、スポーツ・文化芸術活動に参加できる機会を保障します。

② 教職員の働き方改革の推進

地域の力で活動を支えることで、教職員の負担を軽減し、学校教育の質の向上にもつなげます。

日進市の特徴：小学生も対象

国・県のガイドラインは中学生の活動を対象としていますが、日進市では市の実情に合わせて、市立小学校の児童の活動も対象としています。

2-2 地域クラブ活動とは

日進市の「地域クラブ」の定義

小学校の児童及び中学校の生徒を主な対象に、スポーツ、文化芸術活動の機会を安定的・継続的に提供できるクラブで、国ガイドライン、県ガイドライン及び日進市ガイドラインに沿った活動を行うなど、地域クラブ活動の趣旨や意義を理解し、その推進に協力するクラブをいいます。

※他自治体の児童・生徒や高校生等も対象に含む場合があります。

✓ 自主的・自発的な参加

地域クラブ活動は、児童・生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動です。参加を強制するものではありません。

✓ 行政・民間・地域との協働

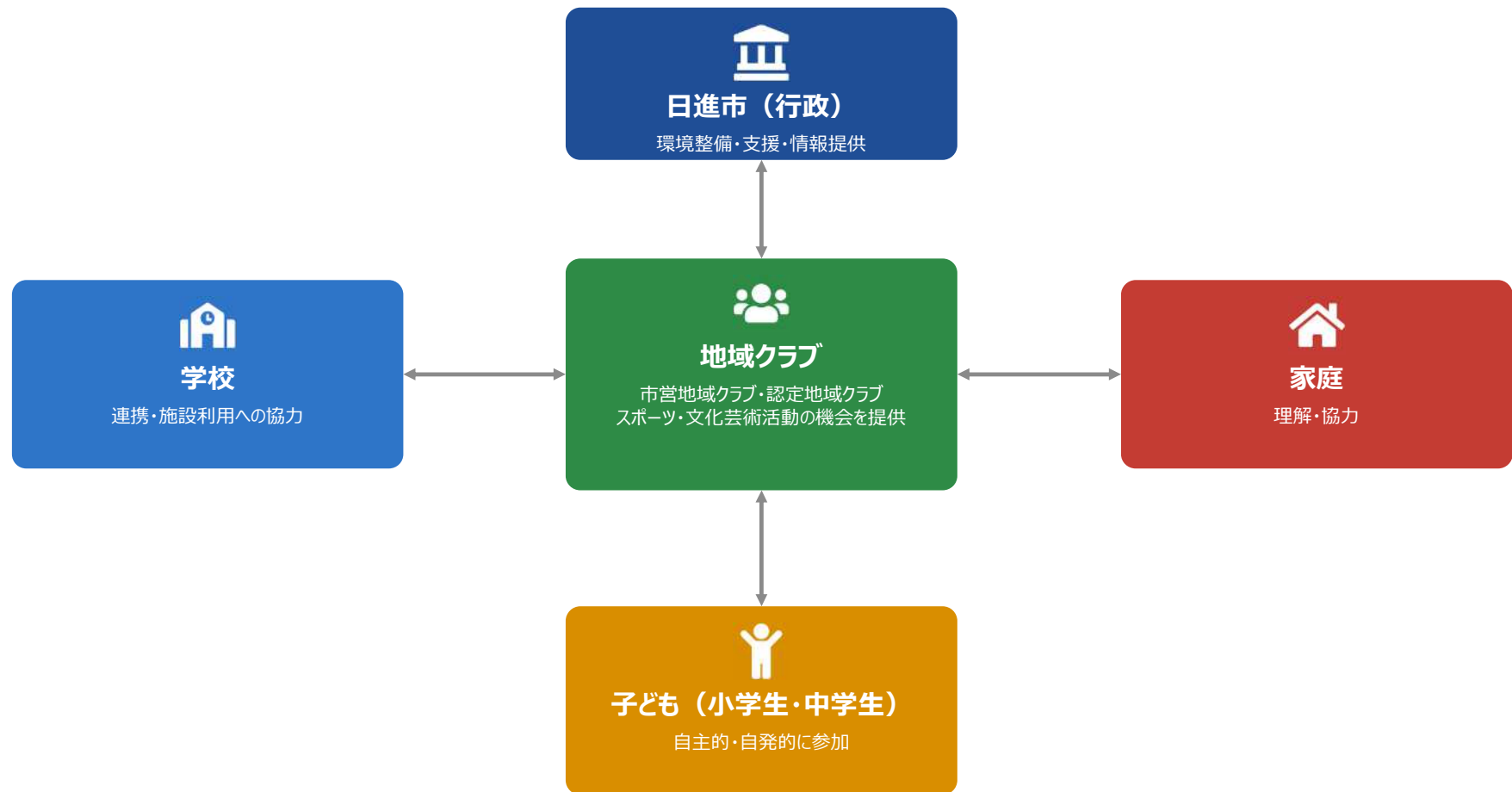
多種多様な体験の場を持続的に確保するため、行政、民間、地域との協働の下に活動を行います。

✓ 生涯にわたって楽しむ力を育てる

競技性や成果のみに偏重せず、児童・生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることを主な目的とします。

2-3 地域クラブ活動の仕組み（イメージ）

行政・学校・家庭が連携して地域クラブを支え、子どもたちが安心・安全に活動へ参加できる環境をつくれます。



※学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させながら、地域全体で子どもたちの活動を支えます。

2-4 日進市の地域クラブ ― 2つの形

日進市の地域クラブには「市営地域クラブ」と「認定地域クラブ」の2つの形があります。

市営地域クラブ

市が業務委託により運営する地域クラブです。

- ・地域展開後も中学生がスポーツ等に親しむ機会を確保するために市が実施します。
- ・参加しやすい会費(500円程度/回)としながら、安定的なクラブ運営を図ります。
- ・令和8年度の実証事業では、総合型地域スポーツクラブ※である「にっしんスポーツクラブ」へ業務委託をしています。
- ・日進市、受託者及び中学校が、種目や活動場所、指導人材等について総合的に勘案しながら協議・検討の上で実施します。

認定地域クラブ

児童・生徒が多様な選択肢から興味・関心のある活動を選べるよう、市が「日進市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」に基づき個別に認定する地域クラブです。

- ・団体・個人等が運営団体・実施主体となります。
- ・認定要件(第3章で詳しく説明します)を満たすことで、広報支援や学校施設の優先利用などの支援を受けられます。

※総合型地域スポーツクラブ：子どもから高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

2-5 関係者の役割

地域クラブ活動は、市・クラブ・指導人材・参加者・学校がそれぞれの役割を果たすことで成り立ちます。



日進市(行政)

多様な主体と協働し、必要な支援を行い、地域クラブ活動を推進する責任を負います。



地域クラブ

参加者が安心・安全に、学校生活と両立して充実した日々を過ごせるよう活動します。設置者がその責任の下に運営します。



指導人材

第一に参加者のことを考え、適切な資質・能力を備え、保護者・参加者等から信頼される指導を行います。定期的に市の研修を受講します。



参加者

自主的・自発的に活動に参加します。悩みや相談があるときは、指導人材や日進市教育委員会に相談できます。



小学校・中学校

学校施設・備品等の利用への協力、参加者・保護者への連絡、兼職兼業を希望する教職員への理解に努めます。地域展開後も学校との関係が切り離されるものではありません。

第 3 章

認定地域クラブ活動のあり方



この章では、認定地域クラブの認定制度の仕組みと、活動方針となる7つの認定要件、市営地域クラブとの違いを学びます。指導人材として特に重要な章です。

3-1 認定地域クラブとは

認定地域クラブとは、児童・生徒が多様な選択肢から興味・関心のある活動を選べるよう、日進市が「日進市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」に基づき個別に認定する地域クラブです。学校部活動が担ってきた教育的意義を継承し、発展させた活動であることが認定の前提となります。

認定の有効期間と取消し

- ・認定の有効期間は原則3年間(認定の効力発生日の属する年度の翌々年度末まで)です。
- ・ガイドラインや関係規定に違反し、指導を経ても是正されない場合は認定が取り消されます。不正な手段で認定を受けた場合等は、指導を経ずに取り消されることがあります。

認定地域クラブが受けられる支援

- ・広報支援：関係する児童・生徒の保護者へのコドモン（保護者連絡用アプリ）による配信等
- ・学校体育施設等の優先利用、備品使用の支援(空調設備のある体育館・武道場での空調利用は無料)
- ・教職員の兼職兼業の促進(希望する教職員の従事調整)

国の認定制度との関係

国ガイドラインでは、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保の観点から、市区町村等が地域クラブ活動を認定する仕組みを全国的に構築することとされ、認定された活動は「認定地域クラブ活動」と呼ばれます。認定により、市による情報提供、公的支援、教員の兼職兼業の許可、大会への円滑な参加などの効果が想定されています。日進市の認定制度も、この国の仕組みに基づくものです。

3-2 活動方針の柱 — 7つの認定要件

認定地域クラブとして認定されるためには、次の7つの要件をすべて満たす必要があります。これらは認定のための基準であると同時に、日々の活動方針そのものです。次のスライドから順に見ていきます。

1



教育的意義の継承・発展と
参加機会の保障

2



適切な活動時間・
休養日の設定

3



可能な限り低廉な
参加費等の設定

4



適切な指導の
実施体制の確保

5



適切な安全確保の体制

6



適切な運営体制の確保

7



学校等との適切な連携

※国ガイドラインの認定要件(7項目)に基づき、日進市の実情に応じた基準が定められています。

3-3 要件① 教育的意義の継承・発展と参加機会の保障

学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させ、児童・生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与する活動であることが求められます。

- ✓ **生涯にわたって楽しむ力を育てる活動**
児童・生徒の自主的かつ主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重せず、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたって楽しむために必要な資質・能力等を育てることを目指します。
- ✓ **市内の児童・生徒が主な対象**
日進市内に居住する児童・生徒を主な対象とした活動であること。競技力強化等の観点から広域から児童・生徒を集めるものではないこと。
※高校生や大人と一緒に活動する多世代の取組、市外の子どもと一緒に活動する取組を排除するものではありません。
- ✓ **選抜を行わず、希望する子を広く受け入れる**
選抜等を行わず、参加を希望する児童・生徒を広く受け入れます。障害のある児童・生徒、運動が苦手な児童・生徒等を含め、すべての児童・生徒が希望に応じて参加できる環境の整備が地域展開の理念です。
- ✓ **独占的な活動を行わない**
活動場所や活動時間について、他の地域クラブと連携・調整を行います。

3-4 要件② 適切な活動時間・休養日の設定

児童・生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、活動時間と休養日には上限が定められています。できるだけ短時間で、合理的かつ効果的な活動とすることが基本です。

週2日以上休養

休養日の設定

休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に

平日 2時間程度

1日の活動時間(上限)

準備時間や小学校の見守り時間は活動時間に含まれません

休日 3時間程度

1日の活動時間(上限)

週 11時間程度

週当たりの活動時間(上限)

活動週の一例（平日2日＋休日1日、週3回・計7時間の場合）

月
休養

火
活動
2時間

水
休養

木
活動
2時間

金
休養

土
活動
3時間

日
休養

活動計画の策定・公表と柔軟な対応

年間・毎月の活動計画(活動日、休養日、大会日程等)を策定し、公表します。学校部活動と併存する場合も、週11時間程度以内かつ週2日以上休養日を確保した上で、休日に2日連続で活動する等の柔軟な対応が可能です。

3-5 要件③ 可能な限り低廉な参加費等の設定

家庭の経済状況が子どもの体験格差につながらないよう、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等を設定することが求められます。国が示す金額の目安を踏まえ、日進市では次の上限が定められています。

活動日数	参加費の上限（月額・税込み）
週1日（月4日程度）	3,000円
週2日	5,000円
週3日	6,000円
週4日	7,000円

※実費相当分(用具代、大会参加費、保険料等)は上限額に含まれません。

参加者・保護者の理解を得ながら

参加費等は、地域の実情や競技種目等の特性に応じて、参加者や保護者等の理解を得つつ、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で設定します。

④ 適切な指導の実施体制

- ・指導、指導補助、見守り等を行う人材(指導人材)は、暴力、暴言、ハラスメント、いじめ、無視等が許されない行為であることを理解し、自ら行わないこと、参加児童・生徒同士の当該行為も許さないことを誓約します。
- ・教育委員会が定める研修を受講し、「日進市認定地域クラブ活動指導者」として登録された指導人材が常時活動に携わります。
- ・持続的かつ安定的な活動の確保と不適切行為の防止の観点から、原則として複数の指導人材が携わります。

⑤ 適切な安全確保の体制

- ・発達段階、健康状態、気温、湿度、暑さ指数(WBGT)等を考慮し、適切な指導内容、活動時間、休憩時間、水分補給の機会等を設定します。
- ・施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底します。
- ・教育委員会、運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、事故等発生時の対応、責任関係等をあらかじめ明確化します。
- ・保護者・関係機関への緊急連絡体制を整備します。
- ・参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険に加入します。

⑥ 適切な運営体制

・団体の目的、役員の選任・解任、総会の運営等の意思決定、会員の入退会・参加費等、予算・決算の審議・承認を定めた規約等を作成・公表し、関係法令を遵守して適切に運営します。

・ガバナンス確保のため、原則として代表・副代表・会計・監事は互いに兼ねることができません(役員確保が困難な場合でも、監事は他の役員と兼任不可)。

・公正かつ適切な会計処理と、関係者への適切な情報開示により透明性を確保します。

・営利を主たる目的とせずに運営します。営利とは「利益の分配」を指し、利益を当該地域クラブの活動資金として「再投資」する場合は営利活動とはみなされません。

・大会・コンクールに参加する場合は、その運営に積極的に協力します。

⑦ 学校等との適切な連携

・活動方針、指導方針、スケジュール等を、児童・生徒が在籍する小・中学校と共有します。平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存する場合は、一貫指導の観点も含めて連携します。

・児童・生徒の活動状況・活動実績等について学校と必要な情報を共有し、適切に管理します。入会時に、学校との情報共有について保護者の同意を得ておきます。

・教育委員会が学校と連携して行う児童・生徒、保護者等への情報提供に協力します。

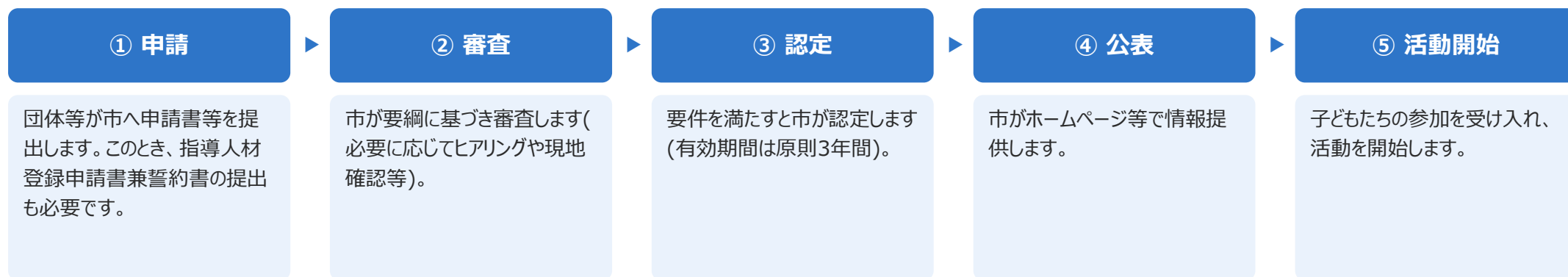
・学校施設の活用や教職員の兼職兼業が行われる場合は、教育委員会・学校と必要な連絡調整を行います。

3-8 市営地域クラブと認定地域クラブの比較

項目	市営地域クラブ	認定地域クラブ
運営団体・実施主体	市（受託事業者）	団体、個人等
指導人材	受託事業者が雇用する指導人材	各クラブの指導人材
参加者	市内中学校の生徒	主に市内小学校の児童及び市内中学校の生徒
会費	500円程度／回	クラブが定める額（可能な限り低廉に。非営利であること）
活動拠点	中学校施設	小学校施設及び中学校施設（原則、認定を受けた場所）
活動方針	既存部活動を補完する活動・スポーツ等に親しむ機会としての活動	平日部活動がある種目：既存部活動を補完する活動 それ以外（小学校含む）：スポーツ等に親しむ機会としての活動
活動時間の目安	休日部活動（月4回程度）のうち2回、1日3時間まで（移行体制が整った部活動は月4回程度も可）	一団体につき週3回、平日2時間・休日3時間まで（見守りの時間は含めない）
大会等への出場	大会へは原則部活動で出場	設置・運営者に一任
保険	必須（受託事業者が一括加入）	必須（保険の種類は設置・運営者に一任）
責任負担	市（受託事業者は受託者としての責任を負う）	設置・運営者

3-9 認定地域クラブ活動の流れ

認定を受けて活動を開始するまでの流れは次のとおりです。認定後も、市による状況把握や指導助言が行われます。



認定後の状況把握

市は、定期的な報告やヒアリング、現地確認等により認定地域クラブ活動の取組状況等を適宜把握し、必要な指導助言等を行います。

認定の取消し

ガイドラインや関係規定に違反し、指導を経ても是正されない場合は認定を取り消します。不正な手段により認定を受けた場合や、認定要件に該当しなくなった場合は、指導を経ずに取り消すことがあります。

まとめ

1

部活動の地域展開とは

少子化や働き方改革などを背景に、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、地域全体で子どもたちの活動を支える仕組みへの転換が、令和8年度からの改革実行期間で進められています。

2

日進市が目指す地域クラブ活動

日進市は「多様なニーズに応じた活動機会の保障」と「教職員の働き方改革」の両立を目指し、小学生も対象に含めて、市営地域クラブと認定地域クラブの2つの形で地域クラブ活動を推進しています。

3

認定地域クラブ活動のあり方

教育的意義の継承、活動時間・休養日、低廉な参加費、指導体制、安全確保、運営体制、学校連携の7つの認定要件が、日々の活動方針の柱です。

学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たし、子どもたちの豊かな成長を支えていきましょう。



日進市
NISSHIN

地域で子どもも、未来も支える

ご受講ありがとうございました

お問い合わせ：日進市教育委員会生涯学習部学習政策課